

1931年(昭和6年)国の「癩予防法」による強制隔離政策で必要以上に感染のリスクが強調され、社会に偏見や差別意識が定着しました。そのため、患者やその家族に大きな苦難を強いてきたという歴史があります。

1996年(平成8年)「らい予防法」は廃止され隔離政策も終わりました。そして、2002年(平成14年)療養所退所後の福祉の増進を目的とした「国立ハンセン病療養所等退所者給与金事業」を開始。2019年(令和元年)には、補償や救済策、名誉回復が進められる法律が施行され、その前文には、国や政府の謝罪が盛り込まれました。

しかしながら、今もなおハンセン病に対する偏見や差別が残っていることや、入所者の高齢化、家族との関係が断たれたことなどで、社会復帰が困難な状況があり、今も療養所にとどまる人も少なくありません。

新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別について

現在、新型コロナウイルス感染症が流行しています。この感染症は未知のウイルスにより起きる感染症であり、効果的なワクチンや十分な治療薬がないこともあって、不安や恐れを感じている方もいます。

これらのことを背景として、新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者や濃厚接触者及び医療従事者等に対する不当な差別や偏見、いじめなどの事例が報告されています。このような差別行為等は決してあってはなりません。

私たち一人ひとりが、行政機関などの公的機関が発信する情報を確認し、正しい知識や情報に基づいて冷静に行動するよう求められています。

●なぜ、「嫌悪」「偏見」「差別」が生まれるのか

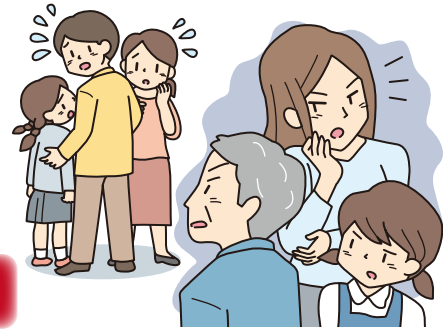
見えない敵(ウイルス・病原菌など)への不安や恐怖

敵はウイルスや病原菌



特定の対象(感染者等)を見える敵と見なして嫌悪の対象とする

敵がすり替わってしまう



嫌悪の対象を偏見・差別し、遠ざけることで、つかの間の安心感を得る

本当の敵を見なくなる

自分勝手な言動や行動が、偏見・差別など人権侵害を生む

相談窓口

■一般財団法人 大阪府人権協会(委託)

- ☎06-6581-8634(専用)
平日相談 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時30分
夜間相談 毎週 火曜日 午後5時30分～午後8時
休日相談 毎月 第4日曜日 午前9時30分～午後5時30分
※平日・夜間相談は、祝日・年末年始(12月29日から1月3日)を除く。
- メール so-dan@jinken-osaka.jp
- 手紙等 〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37HRCビル8階
- ☎06-6581-8614

■大阪府内の各市町村の人権相談窓口

- 下記のURL(大阪府ホームページ)から、ご覧ください。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken-yogo/soudanmadoguchi/soudan-sichouson.html>

■国(法務省)人権相談窓口

- みんなの人権110番 ☎0570-003-110
平日 午前8時30分～午後5時15分